

○京都市市営墓地条例（平成４年３月３１日条例第８３号）

（設置）

第１条 市民の墳墓としての用に供するため、市営墓地（以下「墓地」という。）を設置する。

２ 墓地の名称及び位置は、別表第１のとおりとする。

（使用資格）

第２条 墓地を使用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

（１）本市の区域内に住所を有する個人

（２）本市の区域内に住所を有しない個人で、市長が特別の理由があると認めるもの

（使用の許可）

第３条 墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

（使用者の募集）

第４条 市長は、別に定めるところにより、墓地を使用する者を募集するものとする。

２ 墓地の使用の申込みは、１世帯につき１区画に限るものとする。

（抽選による使用者の決定）

第５条 市長は、使用の申込者が２人以上ある区画があるときは、抽選により当選した者に対し、当該区画の使用の許可をするものとする。

（使用料）

第６条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第２に掲げる使用料を納入しなければならない。

２ 前項の使用料は、前納しなければならない。

（管理料）

第７条 使用者は、毎年度、墓地内の通路その他の共同施設の管理に要する経費として、使用の許可を受けた墓地の面積１平方メートルにつき１,９９０円の割合により算定した管理料を納入しなければならない。

２ 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する使用者の管理料は、使用の許可を受けた墓地の面積１平方メートルにつき９９５円の割合により算定した額とする。

（１）生活保護法の規定による保護を受けている世帯に属する者

（２）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第１４条第１項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成１９年法律第１２７号）附則第４条第１項に規定する支援給付又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成２５年法律第１０６号。以下この号において「改正法」という。）附則第２条第１項若しくは第２項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第１４条第１項に規定する支援給付若しくは改正法附則第２条第３項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

３ 第１項の規定の適用については、年度の中途に使用の許可を受けた者及び年度の中途に使用を終了した者は、当該年度を通じて墓地を使用しているものとみなす。

４ 第１項及び前項に規定する「年度」とは、４月１日から翌年の３月３１日までをいう。

５ 前各項の規定により計算して得た額に１円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

（使用料等の還付）

第８条 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料等の減免）

第９条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料又は管理料を減額し、又は免除することができる。

（死体の埋葬の禁止）

第１０条 墓地には、死体を埋葬してはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（改葬）

第１１条 市長は、墓地の移転その他公益上必要があると認めるときは、使用者に対し、改葬を命じることができる。

（工作物の設置等）

第１２条 使用者は、その使用する墓地の区画において、墓碑その他の工作物を設置し、改修し、移転し、又は除却しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

２ 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第13条 墓地を使用する権利(以下「使用権」という。)は、使用者の死亡により承継される場合を除き、移転し、又は他人に利用させることができない。ただし、やむを得ない事情により親族又は縁故者に使用権を譲渡することについて市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(届出)

第14条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 焼骨を埋蔵しようとするとき。
- (2) 住所又は氏名を変更したとき。
- (3) 墓地の使用を終了したとき。

2 使用者の死亡により使用権を承継した者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(原状回復)

第15条 使用者は、墓地の使用を終了し、又は使用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して市長の検査を受けなければならない。

(使用の許可の取消し等)

第16条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用の許可を受けた日又は他に改葬をした日から1年以内に墓地を使用しないとき。
- (2) 使用者の住所が不明のまま1年を経過し、かつ、親族及び縁故者がいないと認められるとき。
- (3) 墓地を他の目的のために使用したとき。
- (4) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく市長の処分に違反したとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、墓地の使用を制限し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 他の使用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

(委任)

第17条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市共葬墓地条例第7条の規定は、平成4年度分の保繕料から適用し、平成3年度分までの保繕料については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の京都市共葬墓地条例(以下「改正前の条例」という。)第1条の2の規定による許可を受けて墓地を使用している者(改正前の条例附則第2項の規定により当該許可を受けたとみなされる者を含む。)は、第3条の規定による許可を受けた者とみなす。

附 則(平成9年3月31日条例第97号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市共葬墓地条例の規定は、平成9年度分の保繕料から適用し、平成8年度分までの保繕料については、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月27日条例第152号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月26日条例第64号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市共葬墓地条例第7条の規定は、平成21年度分の保繕料から適用し、平成20年度分までの保繕料については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月29日条例第85号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市市営墓地条例第7条の規定は、平成25年度分の管理料から適用し、平成24年度分までの保繕料については、なお従前の例による。

附 則(平成25年11月15日条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年6月11日条例第8号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月27日条例第77号)

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成28年3月28日規則第78号で平成28年4月1日から施行)

(準備行為)

2 使用の許可の申請その他京都市深草墓地を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成31年3月28日条例第100号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第14条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市市営墓地条例第7条の規定は、平成31年度分の管理料から適用する。ただし、この条例の施行の日前に使用の許可を受けた者に係る同年度分の管理料については、なお従前の例による。

別表第1(第1条関係)

名称	位置
京都市若王子山墓地	京都市左京区鹿ヶ谷若王子山町
京都市大日山墓地	京都市左京区栗田口大日山町
京都市清水山墓地	京都市東山区清閑寺下山町
京都市地蔵山墓地	京都市東山区今熊野日吉町
京都市住吉山墓地	京都市右京区御室住吉山町
京都市小谷墓地	京都市北区西賀茂鎮守菴町
京都市宝塔寺山墓地	京都市伏見区深草宝塔寺山町
京都市深草墓地	京都市伏見区深草石峰寺山町

別表第2(第6条関係)

区分	使用料(1平方メートルにつき)			
	第1区	第2区	第3区	第4区
京都市若王子山墓地	円 200,000	円 160,000	円 120,000	円 80,000
京都市大日山墓地	250,000	200,000	150,000	100,000
京都市地蔵山墓地	750,000	600,000	450,000	300,000
京都市宝塔寺山墓地	500,000	400,000	300,000	200,000
京都市深草墓地	1,000,000	800,000	600,000	400,000
その他の墓地	300,000	240,000	180,000	120,000

備考 墓地の区画が第1区から第4区までのいずれに該当するかは、市長が定める。

○京都市市営墓地条例施行規則（平成4年3月31日規則第123号）

（墓地を使用する者の募集）

第1条 京都市市営墓地条例（以下「条例」という。）第4条の規定による市営墓地（以下「墓地」という。）を使用する者の募集は、あらかじめ次に掲げる事項を明らかにしたうえ、公募の方法により行うものとする。

- (1) 墓地の名称及び所在地並びに募集に係る区画の数及び面積
- (2) 募集に係る区画の使用料及び管理料（以下「使用料等」という。）の額
- (3) 使用することができる者の資格
- (4) 使用の申込みの方法及び墓地を使用する者の決定の方法

（使用の申込み）

第2条 条例第4条の規定により使用の申込みをしようとする者は、市営墓地使用申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

（使用の許可）

第3条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合において、当該申込みに係る使用を許可したときは、文書によりその旨を申込者に通知する。

（使用許可書の提示又は提出）

第4条 市長は、必要があると認めるときは、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、前条の文書（以下「使用許可書」という。）の提示又は提出を求めることがある。

（管理料の減額）

第5条 条例第7条第2項の規定の適用を受けようとする者は、その者が同項各号のいずれかに該当することを証明する書類を市長に提出しなければならない。

（使用料等の減免）

第6条 条例第9条の規定により使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（工作物の設置等）

第7条 条例第12条第1項の規定により工作物の設置、改修、移転又は除却（以下「工作物の設置等」という。）の許可を受けようとする使用者は、工作物設置等許可申請書（第2号様式）に当該工作物に係る設計書、仕様書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る工作物が次の各号に掲げる基準に適合しないときは、同項の許可をしないものとする。

- (1) 盛土については、地盤面からの高さは1メートル以下とし、その周囲の土留めは石材又はコンクリートによること。
- (2) 墓碑又はこれに類する工作物の地盤面からの高さは、3メートル以下とすること。
- (3) 上屋類、板塀、竹垣（四つ目垣を除く。）その他市長が管理上支障があると認める工作物でないこと。

3 使用者は、工作物の設置等を完了したときは、速やかに工作物設置等完了届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（区画の明示）

第8条 使用者は、使用の許可を受けた後速やかに、石材、コンクリートその他これらに類する資材を用いて、その使用する墓地の区画を明示しなければならない。

（使用する区画の管理）

第9条 使用者は、常にその使用する墓地の区画の清潔を保つよう努めなければならない。

2 墓碑その他の工作物の破損、倒壊等により他の使用者等に危険を及ぼし、又は迷惑を掛けるおそれがあるときは、使用者は、直ちに修理その他必要な措置を講じなければならない。

3 使用者は、その使用する墓地の区画内に、生育、落葉等により他の使用者等に迷惑を掛けるおそれがある樹木を植えてはならない。

（使用権の譲渡の許可の申請）

第10条 条例第13条ただし書の規定により墓地を使用する権利（以下「使用権」という。）の譲渡の許可を受けようとする使用者は、市営墓地使用権譲渡許可申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 譲渡の理由を明らかにした書類
- (2) 使用許可書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（使用権の譲渡の許可等）

第11条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る使用権の譲渡を許可したときは、文書によりその旨を申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定による許可に係る使用権の譲渡が行われたことを確認したときは、使用許可書を書き換え
たうえ、これを使用権の譲渡を受けた者に交付する。

(焼骨の埋蔵の届出)

第12条 条例第14条第1項第1号の規定により焼骨の埋蔵の届出をしようとする使用者は、焼骨埋蔵届(第
5号様式)を市長に提出しなければならない。

(住所等の変更の届出)

第13条 条例第14条第1項第2号の規定により住所又は氏名の変更の届出をしようとする使用者は、住所・
氏名変更届(第6号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 住所又は氏名の変更の事実を証明する書類

(2) 使用許可書

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、使用許可書を書き換えたうえ、これを届出者に交付する。

(使用の終了の届出)

第14条 条例第14条第1項第3号の規定により墓地の使用の終了の届出をしようとする使用者は、市営墓地
使用終了届(第7号様式)に使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

(承継の届出)

第15条 条例第14条第2項の規定により使用権の承継の届出をしようとする者は、市営墓地使用権承継届
(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 承継の事実を証する書類

(2) 使用許可書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 第13条第2項の規定は、前項の届出があった場合について準用する。

(使用許可書の返還)

第16条 使用者は、条例第16条の規定により使用の許可を取り消されたときは、速やかに使用許可書を市長
に返還しなければならない。

(使用許可書の再交付)

第17条 使用者は、使用許可書が破れ、汚れ、又は紛失したときは、速やかに市営墓地使用許可書再交付申請書
(第9号様式)を市長に提出し、使用許可書の再交付を受けなければならない。

2 使用者は、使用許可書が破れ、又は汚れた場合において、前項の申請をしようとするときは、市営墓地使用許
可書再交付申請書に当該使用許可書を添えなければならない。

3 使用者は、使用許可書を紛失したため使用許可書の再交付を受けた場合において、紛失した使用許可書を発
見したときは、速やかに当該発見した使用許可書を市長に返還しなければならない。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の京都市共葬墓地条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第2条第1項の規定
により交付された墓地使用許可書(改正前の規則附則第2項の規定により墓地使用許可書とみなされた墓
地使用券を含む。)は、この規則による改正後の京都市共葬墓地条例施行規則第3条の規定により交付され
た使用許可書とみなす。

附 則(平成11年11月26日規則第68号)

この規則は、平成11年12月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第108号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年11月15日規則第115号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則(平成26年10月31日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第90号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月28日規則第103号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日規則第 131 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 7 月 28 日規則第 40 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則(令和 5 年 3 月 31 日規則第 103 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

<問合せ先>

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
市営墓地担当

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 北庁舎 3 階

電話 075-222-3433

京都市印刷物第 071405 号 令和 7 年 1 0 月発行

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課